

川西市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8(2026) 年 5 月改訂

川西市教育委員会

改版日	改版概要
2026/3/26	初版作成

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

第6次川西市総合計画では、教育保育分野の目標として、多様な教育保育活動の場を整え、質の高い教育保育内容の充実を図ることを掲げている。

質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、教育職員にしかできない職務に専念できるよう、業務の見直しや効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、令和2(2020)年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「川西市教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」

(以下「規則」という)を定め、また、令和3(2021)年6月には「川西市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針(働きがいのある学校づくりに関する方針)」を作成して、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年(2024)度は以下のとおりであった。

【令和6(2024)年度の時間外在校等時間の状況】※1

項目	人数	割合
一人あたり年間平均時間外在校等時間 379時間33分(月平均:31時間37分)	—	—
1箇月時間外在校等時間 80時間超※2	69人	9.2%
1箇月時間外在校等時間 45時間超※2	406人	54.4%
年間時間外在校等時間 360時間超 (月平均30時間超)	370人	49.5%
年間時間外在校等時間 720時間超 (月平均60時間超)	32人	4.3%

※1 教育職員 747人に占める割合

※2 令和6(2024)年度においてひと月でも月80時間または45時間を超えたことがある教育職員の実人数が対象

一人あたり年間平均時間外在校等時間については、全体として月平均で30時間を上回っている。また、ひと月でも80時間を超えたことがある教育職員の割合は1割以下であるものの、45時間を超えたことのある教育職員の割合は54.4%と半数を超える状況となっている。

さらに、市の規則で定める、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外に業務を行うことが必要な場合の上限時間(年間720時間)を超えた教育職員は32人(4.3%)となっている。

これらの詳細なデータを見ると、教頭など特定の職名の時間が特に多くなっている傾向がある。そのため、教育職員全体で業務改善の取組を進めていくとともに、特定の職名に特化した対応についても今後検討が必要となる。

【病気休暇等取得者の状況（90 日以上の病気休暇及び休職）】（単位：人）

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
病気休暇等 取得者	7 人	8 人	9 人	8 人

90 日以上の病気休暇及び休職を取得した人数については、ここ数年間は概ね横ばいで推移している。

2. 計画期間

令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度までの 4 年間とする。

政府の目標『令和 11（2029）年度までに月平均 30 時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3. 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

まずは時間外在校等時間が月 80 時間超の教育職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教育職員が月 45 時間以内となること、さらに、政府の目標である、1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度、1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超える教育職員の割合：0%
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える教育職員の割合：0%
- ・ 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間：30 時間程度
- ・ 1 年間における教育職員の時間外在校等時間：360 時間以下

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

ワーク・ライフ・バランスを実現することが、教育職員の視野を広げるなど、資質や能力の向上にも資するため、職員のライフワークなどについて、有給休暇制度を適切に活用できる職場環境づくりを進めていく。

- ・ 年次休暇を年間 10 日以上取得する教育職員の割合：100%
- ・ ストレスチェックにおける健康リスク値（総合）120 以上（※1）の所属数：0 所属

（※1）「健康リスク値（総合）」は、公立学校共済組合のストレスチェック結果をもとに算出される指数で、全国平均を 100 とした相対値です。120 以上は、全国平均と比べてストレス負荷が高く、健康への影響が懸念される状態を示します。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置

(1) 業務量の削減・業務の効率化

- 「学校業務改善に関するガイドライン（令和6（2024）年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）

①教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定（継続実施）
- ・市独自の働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」の完全実施

- ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施

ウ 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進

- ・働きがいのある学校づくりや業務改善を進めるプロジェクトチームの全学校内の設置及び市教育委員会内のプロジェクトチームとの連携（継続実施）

②業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し（※2）

イ 部活動の社会移行の完全実施（継続実施）

③ICT活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化（継続実施）

イ 担当者研修会の実施

- ・教育委員会による情報教育担当教員に対する情報教育研修の実施（継続実施）

ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用

- ・統一のシステムやアプリの導入（継続実施）
- ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備（継続実施）
- ・教育職員の校務の効率化やこどもの学びの充実に向けて、生成AI等の活用の促進

④「チーム学校」としての業務改善

ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進（再掲）

イ 外部人材の積極的な活用

- ・スクールサポートスタッフやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部人材の積極的な活用（継続実施）

⑤制度・仕組みの見直し

ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施

- ・学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施（継続実施）

イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し

- ・業務改善プロジェクトチームから生まれた市独自の取組や他市の好事例集の取組の共有

ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し

- ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施（継続実施）

（※2）本計画4ページに、「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組内容を記載しています。

⑥執務環境の整備

ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」

- ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進（継続実施）
- ・教育委員会として、ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備（継続実施）

イ ハラスメントのない職場環境づくり

- ・ハラスメント防止指針の周知・徹底（継続実施）
- ・管理職・一般職員向けの市独自研修の実施
- ・相談窓口の活用周知（継続実施）

●「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組

①学校以外が担うべき業務

ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

- ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進や、地域コーディネーターの配置により、関係者間の連絡調整を実施

イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・弁護士による法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援（継続実施）

②教師以外が積極的に参加すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・市教育委員会から学校への調査量や文書量の縮減（継続実施）
- ・LOGOフォームなどのデジタル技術の活用による学校の負担軽減（継続実施）
- ・共同学校事務の取組の推進（継続実施）

イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・市教育委員会のICT担当職員によるサポート（継続実施）

ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・小学校のプール授業の委託化に伴う施設管理負担の軽減（継続実施）
- ・スマホによるオートロック操作やTeamsアプリにある校内内線化の実施（継続実施）

エ 部活動

- ・部活動の社会移行完全実施（継続実施）

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備

- ・補助的業務についてのスクールサポートスタッフの活用（継続実施）

イ 学習評価や成績処理

- ・教育情報ネットワーク・校務支援システムのクラウド化を見据えたICT環境整備の推進（継続実施）
- ・新学習指導要領に対応したデジタル採点システム及びその後の成績処理業務全般も一元化できるシステムを活用（継続実施）

●その他の取組

- ・教職員の勤務時間適正化先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進（継続実施）
- ・春休みの追加や秋休みの創設など、長期休業の見直し（継続実施）
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導・助言を実施
- ・市教委の職員と教育職員がアクセスできる校務系、教育データを活用する学習系のプラットフォームから構成する教育DXプラットフォームの構築（継続実施）

（2）健康の保持増進

●ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定（再掲）
- ・各学校における衛生委員会の月1回以上の開催の徹底
- ・1箇月時間外在校等時間が月100時間超または2～6月平均80時間超の教育職員への産業医面談指導の実施（継続実施）
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知（継続実施）
- ・市教育委員会による「風通しの良い職場づくり」のための研修の実施

心の健康づくり計画（兵庫県教育委員会）における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理監督者を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

（3）取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・取組の主体となる市教育委員会内の関係課が定期的集まり、現状の共有や有効な支援などを検討するプロジェクトチームの設置

5 今後のフォローアップ

- ・教育委員会定例会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、ホームページへの掲載や、学校運営協議会等を通じて保護者や地域への周知と理解促進
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校への本計画の周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実